

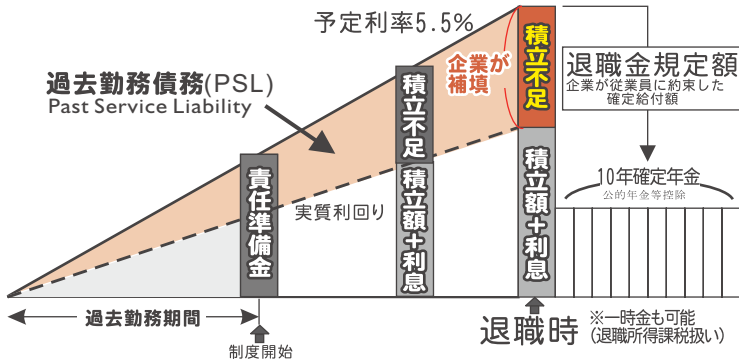
事業主の皆様 ご存知ですか？

適格退職年金制度が **6年後** 廃止になります

退職給付引当金も廃止！

企業側における退職金問題

- 問題1** ・退職金金額を試算していない！
(退職事由の違いの認識・自己都合会社都合)
- 問題2** ・従業員個人の積立額を把握していない！
(規定との差額が把握できていない)
- 問題3** ・50代の社員がいる！
(団塊世代である。適年廃止前に問題顕在化)



メリットが

- ① 予定利率5.5%
- ② 全額損金処理
- ③ 公的年金等控除
- ④ 運用収益非課税

長引く不況時代経過で

デメリットへ

- ① 現在1.0%で積立不足
- ② 全額課税対象へ
- ③ 廃止による一時所得課税
- ④ 特別法人税1%
- ⑤ 不利益変更は原則禁止

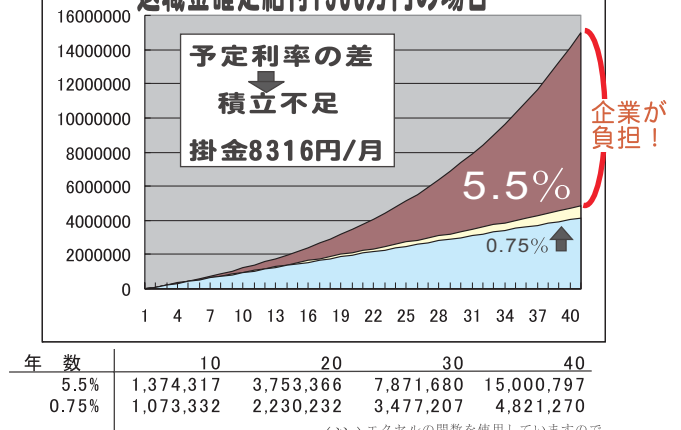
退職金規定と積立不足額

- 問題4** ・退職金規定設定当時と現在とのミスマッチ
基本給×勤続年数×退職係数
- 問題5** ・退職金規定は就業規則(監督庁届出済み)の一部です。退職金規定額には事業主の履行義務が発生します。
- 問題6** ・予定利率は5.5%から1.0%に！
積立不足額は最終的に企業側が負担！

適年には受給権を守る3つの義務が無い

- 問題7** ・積立に関する規制が存在しない！
(責任準備金額、最低積立基準額等の財政検証及び掛金再計算の義務なし)
- 問題8** ・受託者責任を問えない！
(年金運用者に責任はない、しかし企業には退職金支払い義務が残る)
- 問題9** ・運用に関する情報公開義務がない！

退職金確定給付1500万円の場合



問題10 不利益変更を伴う退職金規定の見直しは従業員の同意が必要です！

必要書類

直近の「財政決算書」等をご用意下さい
退職金分析をさせていただきます

- 退職金規定と退職年金規定 (基本給等の把握、ポイント退職金制度実施の場合、モデル退職金表もお持ち下さい)
- 外部積立に関する資料 (保険証書の写しなど)
- 社員名簿 (生年月日/入社年月日/基本給がわかるもの 社員名は削除していただいてもかまいません)



お申込み/お問合せ

東京都千代田区富士見2-3-8
長柄ビル2F
コンサルト社会保険労務士法人
03-3239-1621 03-3239-1622 (FAX)

http://concerto-sr.com